

〔課題報告〕

## 農業・農村の変革期

溝口常俊

## I. はじめに

## II. 変革期のとらえかた

- (1) 時代区分
- (2) 変革期
- (3) 「波」の理論

## III. 農業の変革期

- (1) 農業の変革期
- (2) 土地制度の変革期
- (3) 農業技術の変革期
- (4) 土地利用の変革期
- (5) 土地開発の変革期
- (6) 農業経営の変革期

## IV. 農村の変革期

- (1) 農村の変革期
- (2) 農村のとらえかた

## V. 農業・農村の変革をもたらす要因

## VI. おわりに

## I. はじめに

本稿は、「農業・農村の変革期」を議論するにあたって、「農業」・「農村」をどうとらえるか、そして、それらの「変革期」をどう定義づけるかという、基本的な問題を検討することに最大の関心をはらった論考である。ここでいう「変革」とは、ただ姿・形が変わるといった「変容」「変貌」とは異なり、さらにその前後の状態がはっきりと異なることを強調した「変化」という言葉と同義でもない。また単に「変わりあらたまる」という意味ではなく、自分自身が変わりあらたまることによって、他を変えあらためるエネルギーを発するといった意味である。

## II. 変革期のとらえかた

## (1) 時代区分

歴史学でいう変革期、すなわち政治史、事件史上の変革期と「農業・農村の変革期」がどう対応するのか。まず、日本史で一般的に認められている時代区分を整理してみよう。

一つに、形式的な事実を基準とする時代区分がある。それは政権の所在地を目安にした（大和）、奈良、平安、鎌倉、（南北朝）室町（戦国）江戸、（明治、大正、昭和、平成）という区分、政治の運営の方式による、例えば、平安時代中期以降を摂関時代・院政時代という区分、政権の代表者による、例えば、室町・江戸時代を足利・徳川時代という区分がある。また文化（美術）史的観点から、縄文、弥生、古墳、飛鳥、白鳳、藤原、桃山……という区分もある。

他の一つに、歴史の内容ないしその本質を基準とした時代区分がある。これは社会体制、すなわち世界史的（マルクスの唯物史観）な意味での歴史の発展の基本法則による古代（奴隷制社会）、中世（封建制社会）、近代（資本制社会）の三分法を日本流にアレンジした四分法（中世を中世と近世に分割）が日本では採用され、広く使われている。それぞれの移行の画期をどの時点におくかについては学会で意見がわかれているが、ここでは、政権の所在地による区分との関連で、平安時代までを古代、鎌倉・室町時代を中世、江戸時代を近世、明治以降を近代としておきたい<sup>1)</sup>。

## (2) 変革期

本稿で扱う時期は、農業の時代が始まった縄文時代と農業の時代が終わったともいえる現代（第二次大戦後）の間のわが国 2000 年の歴史における農業・農村の変革期についてである。

変革期のとらえかたについて、例えば、近世において17世紀後半、18世紀前半の政治的にみれば安定期、停滞期にも、あえて農業・農村の変革期を設定したい。というのは、人口の急増、耕地拡大、新田村成立、商品経済の飛躍的発展、金肥導入による生産力増大などの社会生活、制度に大きな影響、変革をもたらす力がシステムティックに生みだされてくるからである。政治的時代区分による時代の代わり目は、確かに農業・農村の変革期に違いないのであるが、それは上（政権担当者）からの変革であり、（土地）制度的な面での変革期といえよう。これに対して、先に述べた政治的安定期の変革期は、いわば下（農民）からの変革であり、この時期に農業技術上の変革が出現する。そしてこうした動きは、現体制の矛盾を顕在化させ、次期新体制の政治・制度的変革を生み出す大きな要因になるのである。

近世だけでなく、古代・中世・近代においても同じことがいえよう。そもそも政治的代わり目は戦争の時期であり、農民は安心して農業に従事しておれる時期ではない。農村の疲弊の時期である。そんな時に農業・農村のプラスの変革が起こるわけがない。新しい政権が世の中の立て直しのために制度的変革を強要するのが常である。

## (3) 「波」の理論

未来学者トフラーは、歴史の流れを大局的にみて、農業革命、産業革命の2つの波を経て、現在20世紀の後半を情報革命の時代と同定し、それを第三の波と称した。この考え方は、歴史の中で、前時代の社会制度を崩壊させ、価値体系をゆるがし、生活様式を麻痺させ、文明の構造そのものを大きく変えたものは何かという問いを發し、その主役として農業・産業・情報が

大きな役割を果たしたとするものである<sup>2)</sup>。

こうした衝撃波的考えを生かしつつ、さらにその持続性を考慮したのがマンフォードである。彼は人間の変革期に注目し、原初人→文明人→基軸宗教人→旧世界人→新世界人→後史人に分類し、人間的展望を行っている。歴史の「波」という観点から「原初人」の個所で一例を紹介すれば、「原初人が形成されたのは、新石器時代の村落においてである。そして彼らの文化の諸特徴は、19世紀の終わりまで、慣習のなかで生きつづけ、農業それ自身と同じほど広い範囲に分布している。現在でさえ、人類の五分の四は、まだ新石器時代の村落の場合とほぼ似かよった物質的条件のもとで暮している<sup>3)</sup>」という。現在でさえ、5分の4は、まだ新石器時代の村落と変わらない物質的条件のもとで暴らしているという指摘は、我々現代人としてはいささかショッキングな指摘であるが、これは次に述べるブローデルのいう長期持続的な時間の波といえよう。

これらに対して、ブローデルが問題とするのは「波長」である。彼は次の3つの時間を考える。①長期持続の時間：人の一生、社会によってもまったく変化がとらえがたいような地理的時間（気候、自然地理など生態学的条件といえるもの）をさし、構造を決定しているもの、深層の歴史、人間の心性、人々の生活の物質的環境としての物質文明などがそれで、例えば「海」。②中期的な時間：社会的時間、制度、経済、100年から数百年にもわたる時間の幅をもってはじめてその変化が認められるような時間をさし、それはコンジャンクチュール（局面状況、いくつかの状況の組合せ）の世界であって、例えば「海流」。③短い時間：事件、政治、人々の出来事をさし、例えば「波」。ブローデルは従来の歴史は③の短い時間、事件史であったとし、それを中心にあつかう従来の歴史叙述をしりぞけ、②、そして①の長期持続の世界を描くことに重点をおいている<sup>4)</sup>。

さて、トフラーの衝撃波、マンフォードの持続波、ブローデルの波長といった「波」＝時間

の思考を、われわれは農業・農村の変革期を考えるにあたって考慮しなければならない。特にブローデルの各要素ごとに時間の波長が違うという観点から、農業・農村の波自身を探求するとともに他の多様な波例えば自然の波、事件の波、文化の波、人口の波などの波と農業・農村の波とがいかに係わっているかが検討されねばならない。

しかし、ここではその全様を明らかにすることはできないので、当初の目的である歴史の変革期と農業・農村のそれとの整合性を比較検討することに重点をおくことにしたい。

### Ⅲ. 農業の変革期

#### (1) 農業の変革期

農業の変革期を大局的に考えれば、まずは「農業革命」という言葉が思い浮かぶ。トフラー流に言えば、農業革命は新石器時代の、いわゆる狩猟・採集時代から農耕を始めた時代ということになり、その後は農業の影が薄くなる印象を受ける。しかし、自明のごとく、農業はその後の有史時代を通じて何度か爆発的な変革期をへて発展し続けてきたのである。そしてそれぞれの変革期に対して同じように、「農業革命」という言葉がふされてきたのである。その時期は、農業開始時（縄文時代）、灌漑農業開始時（弥生時代）、産業革命時（明治時代）<sup>9)</sup>、そして現在<sup>9)</sup>の5期である。

ここでは、少々分析的に農業をとらえて、その変革期を探ってみたい。すなわち農業を、土地制度、農業技術、土地利用、土地開発、農業経営に分けて考えてみるのである。農業にもさまざまな「波」があるということを実証すると同時に、歴史上の事件史の変革期との比較を容易にするためである。

#### (2) 土地制度の変革期

日本の歴史の中で、土地制度上、4つの大きな変革期があった。律令制度の班田収受法、太閤検地、地租改正および農地改革である。その概要を整理してみよう。

①律令制度—班田収受法 8世紀初頭に律令制度が確立し、班田収受法によって国家が一元的に耕地の分配を行うことを建て前とする体制ができあがった。その際、耕地の造成は増加人口への班給田確保の不可欠な前提をなしたのだが、実際には氏族制的残滓を多分に残し、各種の名目で貴族の土地私有を最初から認めたため、班給用の公田は最初から潤沢ではなかった。養老7（723）年に三世一身の法、天平15（743）年に墾田永代私有令が出され、そのため公田の原則はくずれ、律令体制はその根底より動揺し始める。次代への具体相を古島敏雄の言葉で示そう。

「公田の百姓たる公民の手に私領地としての墾田が持たれ、それが荘園体制における名田に発達していくのであるが、これは後年の文書において明白に先祖相伝の私領と呼ばれ、売買・質入・譲渡等の対象となっていく。経済機構の変遷の根底はこのような私領所有者の発生と彼らの実質的耕作者との地位の確立・向上にあるが、このような関係が旧来の政治的地位と結びついた時、荘園という形態をとるようになるのである」<sup>7)</sup>。

三世一身の法、墾田永代私有令などの法令、その結果としての荘園体制は下からの変革で、政権担当者側が認めざるをえなかった、承認、追称の制度である。貴族がなしくず的に土地を所有していく時代が平安期で、藤原氏はそれを生かしたといえよう。

律令制度の破綻は人的組織の面でことに甚だしく、地方制度においてその極に達した。地方官である国司の中には遙任と称して任地に下向せず、収入のみを貪るものもあれば、文書を偽造して公物を横領し、人民を誅求して私腹を肥すといったことは普通のことであった。国衙の警察力の欠乏の下に不安の世情に陥ったことと、地方に経済の実権を備えたものが出てきたことは、武士出現の客観的基礎となった。

このような不安定な状態が平安朝の全時代的な特徴であり、地方に成立した武士的な勢力がしだいにその蓄えた経済力と武力によって古い

政治体制を揺り動かし破壊していく過程が、保元・平治の乱から顕然化してきた。古代から中世への移行期の北条政権は、貴族でなく、武士出身ということで異質で、封建制度を導入したことで画期的な変革期を形成したといつてよからう。

②太閤検地 近世初期検地の歴史的意義を後藤陽一の整理に従って示せば、次のようにまとめられよう<sup>9)</sup>。1)全国統一の度量衡の基準を定めた。2)産米高を表示する石高知による統一的な土地制度を確立した。3)石高知行制による武士身分と、石高基準の貢租を負担する農民身分を分離・確定した。4)検地は村を基本単位として行われ、近世的村制度の基となった。5)石高制に基づく貢租体系が村請制として整備された。6)村の住民は原則として農民身分(作人)に限ることとし、名主的な中間層の介入を排除した。7)寛文・延宝検地以降、積極的に小農経営の自立と安定がはかられた。

こうした一般的な評価を認めつつも、歴史学会では日本における封建制度の性格規定をめぐる、1950年代半ばを中心に活発な議論がくりひろげられた。いわゆる太閤検地論争である。

安良城盛昭は、中世社会を家父長的奴隷制と規定し、太閤検地によって一地一作人の原則が確立され、名主が作人(小百姓)から中間搾取することを禁ずる作合否定(年貢直納)政策により、領主―農奴という基本的階級関係を樹立した革命的な土地政策として、太閤検地の意義を高く評価した<sup>9)</sup>。これに対して宮川満は、太閤検地は基本的には小農民の自立をはかる革新政策ではあるが、村落支配者層の特権を認める妥協的側面や、ときには小農民の自立を阻止するような反動的側面があったとし、相対的革新政策であると主張した<sup>10)</sup>。また、革新的評価を否定する立場で後藤陽一は、太閤検地の意義は農民的共同体の場として村が決定され、その担い手がそのまま年貢村請の主体として確立されたところにあり、すでに戦国大名の段階で検地により直接生産者の把握がなされていたことを指摘した<sup>11)</sup>。その後、検地では20~30%の耕地を

百姓の作徳として計量しなかったことを示し石高制と生産力の問題を論じた竹安繁治<sup>12)</sup>、太閤検地を朝鮮出兵との関係でとらえ、国郡制支配原理のもと石高制の展開が朝鮮出兵に伴う国内体制整備の中で確立していったとする三鬼清一郎<sup>13)</sup>、百姓としての役は年貢ではなく陣夫役であるとし、「役」と百姓身分の関係を示した高木昭作<sup>14)</sup>などのユニークな検地論研究が輩出した。

太閤検地に関する歴史的意義に関しては上述のように意見が別れるところであるが、世界史上の三分法(古代、中世、近代)を、中世を日本独自の中世・近世に分割する四分法にした原動力となったのが、この太閤検地であった。徳川家康がこの土地制度を継承し、近世社会を形成していったのである。まさに中世から近世への転換期に、土地制度上の農業・農村の変革期があったといえよう。

③地租改正 明治政府の基本政策が、税制、土地改革の地租改革である。明治6(1873)年に政府が土地所有者に新たに地券を発行してその所有権を保障し、同時に地価を決定しその3%を地租(租税)として徴収しようとした。しかし、税負担は江戸時代の五公五民と変わらない重税だったために、茨城、三重県をはじめとして全国に一揆が起り、明治10年に2.5%(約20%減税)に引き下げられた。江戸時代、寛永20(1643)年に発布された「田畑永代売買禁止令」がこの地租改正によって解除され、農民に所有権が正式に認められることになった。

しかし、明治14年から始まる松方デフレ政策と、その前後から生じた景気反転が、日本全国に深刻な不況の影を落とし、米価の急落に伴って稲作自作農家や中小地主にも経営危機が訪れ、急激な農民層の分解が生じた<sup>15)</sup>。17世紀末に隷属農民が独立し本百姓となったのもつかのま、18世紀には水呑百姓が大量に創出されるという農民層分解の波が、明治中期以降にも押し寄せたといいよからう。寄生地主と小作という対立関係が、大正、昭和初期へと加速化していき、新たな土地制度改革を生み出さざるをえなかつ

たのである。それが第二次世界大戦直後の農地改革である。

④農地改革 現代的土地所有関係の生成を佐々木寛司の言葉で示すと、「日本資本主義の下で生成、発展を遂げた近代的な土地所有関係は、一方で農民的土地所有として存在しつつ、他方では寄生地主制として展開していった。その寄生地主制は、しかし、高率小作料と地主的支配とに立ち向かう小作農の抵抗運動を必然化する。大正期における小作争議の頻発による地主一小作間の階級対立の激化、1930年の農業恐慌勃発による小作争議の一層の激化がそれである。この争議が、地主によるその安定的支配を掘り崩してゆき、加えて政府による社会政策の一環としての自作農創設政策の展開と、その結末たる農地改革の完遂により、寄生地主制は最終的に解体する。寄生地主制の解体は、日本における近代的な土地所有権の現代的土地所有権への転化でもあった」<sup>16)</sup>。

近代から現代へ、すなわち第二次大戦後の新しい社会への転換に果たした農地改革の役割は大きく、この土地制度上の変革は、歴史（事件史）上の変革期と期を一にするのである。

### (3) 農業技術の変革期

歴史社会の発展を根底から規定するものが生産力であり、その生産力の具体的なあり方が生産技術であろう。ここでは、日本の古代から近代にいたるまでの、主要な生産技術の具体的なあり方、生産集団の存在形態、およびそれらに基づく生産と流通の態様などを明らかにし、技術史的観点、とくに道具に注目して農業・農村の変革期を探ってみたい。

古代において、社会を変革させた道具を象徴的に示せば、弥生時代の石包丁、石斧、木製工具、古墳時代の鉄器があげられよう。奈良時代に石器の利用は少なくなり、平安時代以降は鉄器の改良が続いていくのである。こうした道具の出現は、政治史的な政権の交代期に急に出現するのではなく、むしろ安定期に出現、拡散、定着し、その新しい道具、技術を持つ者と持た

ない者が分解するといった社会矛盾が生じ、その結果政変が起こる。この繰り返しが歴史であるといつてよからう。それゆえに、事件史のように点で時代を確定できないが、農具、技術が出現した政治的安定期をあえて農業の変革期に加えたいのである。

農業技術の革新が社会を変革させてきた事例を、古島敏雄の前掲書（注7）をもとに、次に示しておこう。

弥生式時代は大集落が低地に出現した時代であり、石包丁・石斧などの頻出、靱痕の付着した土器の出土などによって、農耕を主たる生業とする社会の成立、一集落内における住居址の分化による社会的分化、支配的階層が出現していたことが裏付けられている。古墳時代に入り国内産の鉄によって当時の貴族層は広く鉄製の利器を用いるようになり、それによって農業は確立し、私有財産が出現し、壮大な墳墓を営む貴族層の富の集積を可能にした。ここに鉄器時代としてのこの時代の特性をみることができる。木製耕具を技術的地盤とした稲作は、鉄製農具の出現を得て、ますますその地位を固め、農業の狩猟・漁撈に対する支配的地位を確立させたと考えられる。

後期の古墳の副葬品は、従来、鏡・剣・玉を主体としていたものから変じて、須恵器・銅鏡のような生活用具、馬具のような生活の余剰を示すものが加わるとともに、農具をも含むようになる。農夫土偶の古墳はすべて円墳である。古島氏は、「小円墳の多数の存在の示すような下層民の富裕化は、下層民に小土豪化する者を生じさせ、彼らはその地位を農具の自己所有で誇示できたのではなからうか。農民の最大多数が何らの墳墓も営むこともできなかった時代にあつて、自ら農耕の主となりつつある小土豪が各地に発生し、彼らが鉄製農具を所有したのであり、それが副葬品として現われたと考えられる」と推測している。

古墳時代に続く奈良朝にあつても、正租の形態が脱穀された穀を主とすることからみて、根刈を主とするにいたっていると思われるが、な

お多くの穎稻が全国で納められており、これは穂首刈の残存の広いことを示すものであろう。さらにこれに続く平安朝の文献の示すところでは、明瞭な根刈の段階に入っている。古墳時代および奈良朝時代は、この石包丁と根刈用利鎌の支配する2つの時代の過渡的段階をなしているのである。

中世に入り、かつて貴族層の手に集まっていた鉄製農具が一般百姓の手にも入った。それには家族形態の変化に基づいて、かつての下人層からも夫婦を中心とする小世帯が分離・独立して、下作人として別個の生産単位をなすようになったからである。犁耕は犁製造の一般化、購入の容易化と、牛馬飼育の可能なことによって一般化して行われた。中堅農民の中からは、次第に郷土的な階層を生じ、戦国の動乱の過程に、ある者は武士層となって農を離れ、ある者は郷土的存在を続けて大庄屋・庄屋の機能を営んで一般農民よりやや上層に位し、またある者は普通の耕作農民として、その中でやや家格のよいものとして庄屋・組頭等を勤めるにいたった。

近世では、一般的にいつ中世後期に比べ標準農民として耕作するものの層は、やや下の層に移動したと見てよい。かつては犁耕を行った人々は、近世においては最上層の農民となるか、あるいは農業から遊離していったといえる。犁耕は畿内を中心にあったが、比較的少なく、多くの農民は牛馬を飼育し、代掻は牛馬をもって行うが、耕起は鋤をもってするのが一般的であった。稲刈は鎌による根刈が唯一の収穫法となる。稲における千歯扱は、元禄期ころ出現し、享保期ころ普及した。稗は根刈したものをさらに穂首より切り取り、干し、筥の上に括げて持籠の棒で打ちおとすようになった。その他、この政治的安定期に選別要具としての箕、唐箕、篩、千石どおしなど、耕耘具としては備中鋤が普及した。

近世までの長床犁に代わって短床犁を使い深耕をはかった明治時代をへて、農業機械を中心にした現代の農業へと発展していく。

#### (4) 土地利用の変革期

土地利用からみた日本農業発展のプロセスとしては、焼畑から常畑そして水田へと移行するという図式がある。佐々木高明は話題作『稲作以前』<sup>17)</sup>で、日本の農耕文化の原点を問い、縄文時代に照葉樹林焼畑農耕文化が成立していたことを論証した。そして豊富な東南アジアでのフィールドワークを通じ、焼畑農耕民が水田耕作を受容した例を示し、かつその逆はないとして「焼畑→水田」発展図式を強調している<sup>18)</sup>。ただ、日本でこうした土地利用の転換がいつ行われたかの具体例が示されていないので、その転換期をもって農業の一変革期を設定できない。こうした発展図式を近視眼的に理解すると、時代を溯ればのぼるほど焼畑が多かった<sup>19)</sup>、ということになるが、実際は近世、明治期に膨大な焼畑が開墾されていった<sup>20)</sup>。「転換」ということに目をうばわれ過ぎると「継続」という点が視野から抜けることにも留意しておかねばならない。

ただ、大局的にみて、生業形態が一変した狩猟・採集から農耕を始めた縄文時代、農業主体の生活から第2次、第3次産業に依存するようになり、都市的土地利用が卓越しだした第二次大戦後の現代をもって農業（土地利用）の大変革期とするのは異論がなかろう。その間に弥生時代の水田開始時代、中世の畑地大開墾時代、近世の新田開発時代などの変革期を設定できよう。

#### (5) 土地開発の変革期

次に開発面に焦点をあてて変革期を探ってみよう。日本史上の大開墾期は「変革期」ととらえてよからう。5つの変革期をあげれば、次のようになろう。①紀元前後（弥生時代）：低湿地への進出、水田稲作、②8世紀（律令時代）：条里制耕地の開発、③10～13世紀初（大開墾時代）：荘園内の荒れ地の畑地化→水田化、④17～18世紀（新田開発）：デルタ、洪積台地の開発、そして⑤20世紀：大河川開発、山地、丘陵あらゆる地域の開発、総合開発である。これ

らはいずれも政権安定期に行われている。以下に開発の状況を示しておこう。

弥生式時代に居住地は低湿地へ進出し、水稲耕作が始められた。しかし、大河川を用水にする技術はなかった。それゆえ特別の治水・灌漑工事を施さない場合、まず水田たりうるのは小溪流の辺りの湿地であった。谷地・栗原・芦原と呼ばれる溪流沿いの地が容易に開墾された。灌漑工事の進行によって耕地は増大したのであるが、それは従来主として山麓地帯に限られていた水田が、しだいに平地へ進出する形をとっていった。

8世紀に入ると、灌漑工事とならんで治水工事が行われるようになった。このような大工事は個人ではできず、律令国家という強力な政府の手ではじめて行われえたのである。しかし、公の開発だけでは限度があり、累次の私墾田奨励、大寺院の墾田事業が行われ、荘園時代が到来した。

従来、荘園時代は古島敏雄が指摘するように灌漑に対する国家管理の頽廢が全国的にみられるようになり、各地が小荘園に分割されるとともに、灌漑も一荘の問題となり、土地の開発も小規模化してくる、というような開発停滞期として位置づけられていたが、その後研究が進み戸田芳美<sup>21)</sup>、木村茂光<sup>22)</sup>らにより「9～13世紀が大開墾時代」であることが立証され、荘域を越えた水利開発が行われていたことや、畑地の開発が大規模に進んだことが明らかになった。室町時代の中期ころから荘園領主の支配力が弱まり、領域を越えた地域農民が団結した惣などの共同体を基礎に中世郷村制が成立したが、これとともに土地と水に対する農民の保有権が強まり、同じ水系の用水や共同の採草入会地の利用を軸に新しい地域共同体が固まった。さらに、戦国大名による領地の一円化と新田開発が進むと、同一の水系ごとに井組や水組などの連合が広がり、水利施設や用・排水の維持管理は地域農民が自主的に担当し始めた。

近世に入ると大名領国制によって強力な支配が可能になり、土木技術の著しい進展とあいま

って、大河川下流の沖積低地の開発が可能になる。江戸時代中期以降における治水技術の中心は、高大な連続堤の建設とそれを可能にした水制工・根固めなどの発展である。治水工事が丈夫になり、河川が直線になり、そのため河川の近くに耕地ができて、そこで水害が多くなった。しかし、このような連続堤築造を可能にする技術の発展によって、従来、収量の低い不安定な流作場が安全な耕地となり、また、反高場などと称する高外課税地であったものが石高を受けるといった変化を受け、それが領主経済の拡大の基盤となった。かかる変化のうちに、元禄年間の総石高2,587万石から、天保年間の3,300万石<sup>23)</sup>へと増加したことに注目しておきたい。

石高激増という変革をもたらした新田開発も一方では新たな村落間問題を発生させることにもなった。採草地面積を少なくするとともに草柴に対する需要が増大し、しかも草柴以外に外部からの購入肥料を導入する経済的条件を持たない地方では、この芝草の欠乏は入会山論の頻発・激化となって現れたことなどである。

明治以降はこれまでの用水の目的に加え、工業・発電用の水路の開墾や、地域の総合開発をめざす多目的な水利利用形態がみられる。愛知用水・明治用水などがその例である。土地改良における国家投資の比重増大と、事業規模の大型化が進んでいった。

#### (6) 農業経営の変革期

それぞれの時代の代わり目に大きな土地制度がもうけられ、しばらくして技術革新が起り、開発が敢行され、それらによって土地利用が変化し、農業経営のあり方も変わってくる。しかし、どの時代においても、長期持続的な「波」として、農業経営のベースは、日本では「家族労作的小経営」であり、それは変わることがなかった。また各時代の安定期に農民層の分解がいわゆる中期的な「波」として、再生産されてきたことを第一に確認しておきたい。そのうえで各時代の農業経営の特徴を、前述の農業技術の議論の際に「道具」に注目したように、ここ

では「肥料」に関心をよせて考察していきたい。

古代は、山野の草・草木灰、厩肥が肥料として使われ粗放的な農業経営が行われていた。やきまき・あらまきが当時の焼畑耕作を表す言葉として用いられていたことから、後世と同じく、庶民の生活は畿内においても、その重要部分をこのような粗放な焼畑耕作の産物から得、副食物の多くのものは、野生の草木に得たものと思われる。もちろん水田耕作は始められており、初期においては直播、後期においては田植を伴う水田耕作が主体となった。こうした農業生産は、多量の農具・牛馬・耕地を所有する豪族の手によって、奴婢ないしそれと本質を同じくする多量の労働力によって営まれたのである。直播はともかく、田植が行われるようになったことは、それが大量の強制労働を駆使するのに最も適した作業としての性質を持っていた点、その作業進行の相互牽制による相互監督性を持っていた点において農業経営上の画期をなすものであった。

中世前期では、地方の豪族・下衆にいたる各層が犁耕をしていることを知ることができる。多数の下人を有し、ある者は家内下人としてその全労働を利用し、ある者には戸を構えさせ、狭小の耕作をさせて、大部分の労働を利用し、あるいは物納の小作料とともに農繁期に労働を提供させる小作人として生活させていた。やがて施肥を基盤とする田畑の多毛作が出現し、これが中世の農業経営の特色とされるのだが、栽培管理の稠密化がはかられ、それに基づく生産力の発展が進んだ。

ただ、二毛作・三毛作が普及するようになって、真に肥料が重要な意味を持つようになった中世でも、依然として苗草・厩肥・草木灰が主要な肥料源であった。厩肥の利用は、農民がようやく牛馬を持つことが多くなり、その利用の一条が備わるのであるが、放牧期間の長いことは、まだ江戸時代における牛馬が、ほとんど肥料製造のために飼育されたかと思われるのに比べる時、利用度は低かったといわねばならない。干鰯・油粕などが大量に用いられるように

なったのは、近世に入って、綿・蔬菜などが商品として多量に作られるようになって後のことである。しかし、肥料の種類の上では古代とさして変わりがなかったとはいえ、この時代の生産力の発展はまず領主の年貢収入を増大させ、領主の生活余剰は商品として商人の手に売り出されて、異なった生産事情にある荘園の生産物と交換されるようになった。対外的には宋・明との貿易が行われ、そして宋明銭が流通し、商業の時代の幕開けでもあった。

近世においては商業的農業、農村加工業が前時代に比べて本格的な展開をし、古代・中世の自給的農業経営とは段階的に異なった様相となる。都市の発展、新作物の普及が大いに係わっていたのである。

京都・江戸・大阪、および諸国城下町の発展は、これら都市人口に対する販売のための農業をその周辺に生ぜしめた。とくに摂津・河内・和泉・大和などの綿作中心地では、いち早く干鰯・油粕などの金肥が使用され、ある程度金銭収入のある生産・生活が営まれるようになった。こうした商業的農業へ向かって一步を踏み出したような地域は、農村への人口保持を容易にし、従って耕地開発も進行して、肥料供給源である採草が急速に減少していく地域でもあった。しかも余業の機会も多くなって、労賃の高騰もみられ、自給肥料の調達を困難にしたのである。それゆえに、販売した農産物の売上代金を持つことが、上記の条件とともに肥料の購入に向わせたのである。

大阪・江戸では寛永のころから干鰯取り引きが始まり、金肥の流通は広域に及んだ。江戸商人の扱干鰯は「地廻り」として、武蔵・相模・常陸などの関東諸国へ直接配給もされたが、その多くのものが関西、ことに大阪・兵庫へ回漕されたのである<sup>24)</sup>。さらに、近世後期に入ると山奥の村々にいたるまで、いろいろな程度で養蚕・煙草などの商品化する作物が入り込み、金肥が導入され、それによって農耕方法が変わってきた。採草地利用を中心とした苜蓿・厩肥の自給肥料と、干鰯・油粕を中心とする購入肥



料との使用が、東北日本、西南日本をはじめ各地の農業の形態、村の階層分化と密接な関係を持つことは、戸谷敏之がすでに指摘したところである<sup>25)</sup>。地域差に加えて、金肥の施用には、農民の貧富の差も関係があり、上層の農民ほど金肥を多く用い、自給肥料の量にもまた貧富の差は現れていた、という点にも注意しておこう。

さて、作物に目を移すと、新作物として木綿、煙草、桑（養蚕）、甘藷の普及が近世において、農業変革の原因になったことを強調しておいてもよからう。

木綿の栽培は室町時代中期に始まり、近世に入り17世紀前半に普及した。永原慶二は「栽培と製品化の分業が可能で生産性も高く、保温力・着ここちともに優れ、しかも多彩な染色ができる木綿栽培の拡大は、それまでの日本人の暮しに大変革をもたらした」<sup>26)</sup>とその影響力の大きさを述べている。煙草は天正・慶長のころ伝来した。木綿が大阪・名古屋周辺などの地の農業を、売るためのものとしたのに対し、煙草は全国各地の、比較的山間部をも流通経済の中に引き入れたという点で大きな役割を果たした。甘藷は青木昆陽の尽力によって長崎、薩摩から関東地方へ伝播したことで著名であるが、その導入の起因は享保17（1732）年の西国の飢饉にあるようである。米を自由に食べるのでできない庶民の食生活を支える大きな力となった。

養蚕業の発達、煙草栽培の発達と同様、江戸時代中期以後、外部から肥料の購入、河川舟運、馬背運輸によって、かなり多くの僻遠の地の農業までも商品流通のさ中へ引き込んでいった。しかし、桑のみを作る桑畑を持つのはむしろ例外であり、畔桑による、あるいは切替畑の山桑による養蚕であった。煙草にしても同様で、限られた主産地にこそ集中的な煙草栽培があったが、名産地の周囲にあっても個々の農家の作付面積は僅少であった。このような事情は、米の現物納の形をとった貢租とその課税比率の重さが、農家を生活維持のための雑穀中心農業に追い込むところから出てくることはいうまでもなく、部分的な商品化作物栽培とならんで各地

に粗放な畑作が広く残らざるをえなくなっていた事実も、古代から脈々と続いている日本農業の基軸の「波」と理解しておかねばなるまい。

次に農業経営主体に注目してみよう。江戸時代初期においては、中世的形態が残存し、一村内における石高所持には相当の集中と分散があり、村民には本百姓・村役人を中心とする層と本百姓の付属階級である名子・被官および無高の水呑・水役層との分離があった。しかし、この分離は、農業経営的には、多くの場合、本百姓の手作経営に一体として結合され、本田畑についての所有である石高所持については、所有と経営との分離は著しくなかった。大高持ちの多くは大経営者であり、その労力としては、名子・被官的な付属的階級および水呑・水役層から出る年傭、あるいは譜代奉公人を使役していた。名子・被官層は高請をしない劣悪耕地や少量の高請地を分与され、それによって農業賦役を提供し、奉公人は人身売買的な関係で全生活を地主に任せていた。人身売買や長期年季奉公人契約は頻々と禁止されながらも、各地の宗門帳の記載は、後述するように、宗門を完全に傭主の宗門に移してしまった家内奴隸的な下人の存在を示してくれる。

近世後期には、このような初期の労力使用の形態に対しては、名子・被官層の百姓への独立、譜代奉公人に代わる年季奉公人の出現があり、それが近世後期の農業経営上の動きを端的に示してくれる。東北地方の名子、信州伊那の被官<sup>27)</sup>などのような地域的例外もあるが、本百姓への独立という画期が元禄期前後に現れる。

明治時代以降の、農業の発展は、技術革新、大規模開発にみられるように、前時代のいかなる時期よりも飛躍的に進んだことは周知の事実である。しかし、農業経営の基軸は第二次大戦まで停滞的であったといえよう。すなわち、半封建的地主的土地所有が全農業構造を支配しており、機械の農業労働過程への導入は著しく遅延しており、依然として牛馬耕と足踏回転脱穀機とに委ねられていたといっても過言でない。第二次大戦後の農地改革によって、地主的土地

所有と、家父長的家族制度が解体され、日本農業も機械化の時代を迎えることになったのである<sup>28)</sup>。

しかし、農業の機械化がその本来的役割を發揮するのは大経営においてであり、現在においても1ヘクタールを越える農家が少ない日本において、資本主義的大経営がみられず、農業経営の大転換が起こったと速断する事はできない。小農経営という太古からの変わらぬ「波」に乗っかっているといったほうが、日本農業経営の特質を正確に表現しているように思われる。ただ、産業構造全体の中で、農業の占める位置が第二次大戦後またたく間に低下していったという点では、この時期はまさしく農業の大変革期には違いない。

#### IV. 農村の変革期

##### (1) 農村の変革期

農村の変革期を一口で確定することは、決して容易ではない。そこで、農業の変革期を探った時、「農業」をどうとらえるかという点にスペースをさいたように、ここでもまず「農村」をいかにとらえるかという点から論じていきたい。

農村とは、土地（農業）と集落をセットにした空間であるという点に関しては異論がなからう。それゆえ、農業社会が長く続いてきた日本において、農業の変革期イコール農村の変革期といえないことはない。ところが、前述したように、農業の変革期は、歴史上（事件史、政治史）の変革期と照合した時、その時期（政変期）と、そうでない場合（安定期）の両時期に認められた。したがって、農村の変革期もこの両時期に認められることになる。

例えば農業で土地制度に注目したように、村落についても制度面に目を向けると、条里制村落が誕生したのは律令時代開始の時期であったし、近世初期の検地施行時は、村切りが行われ藩政村が誕生したという点で、また明治維新時は、やや後になるが市町村制施行などがあり、農村の変革期でもあった。一方、制度面以外の

村落の変革は、厳密に時期を確定することはできないものの、概ね政権の安定期に行われたといつてよかろう。例えば、村落形態・起源に注目すれば、中世の豪族屋敷村、名田百姓村、近世の開発新田村<sup>29)</sup>などがあげられるし、村落景観の変革期はと問えば、変革の時期の幅が非常に長い、疎塊村・小村から集村化に進んだ中世ということができよう<sup>30)</sup>。

こうした観点から、さらに詳細に農村の変革期を検討していくのも一つの方法であり、その方が農業の変革期との整合性もより追求できるように思われるが、ここでは議論をさらに進展させるために、「地域」論の立場から農村の変革期を探る方向へと向かいたい。先に「農村」を土地と集落をセットにした空間と定義し、空間という広がりを中心としたからであり、またそれは歴史的ではなく、歴史地理的に農村をとらえる立場に立っているからでもある。

##### (2) 農村のとらえかた

農村およびその変革期を上述の制度、形態、景観といった観点からだけでとらえることができないのは明らかである。というのは、農村研究の主流は農民をとらえることであり、家族を論ずることであり、共同体論を展開することであったからである。こうした要素を「スケール」に置き換えるのは少々無謀かもしれないが、ここでは地域を、①農民、②家、③村落、④共同体および⑤上部地域の5つに分類し、①～④の範囲を農村としておきたい。

こうして描き出した農村を分析する方法として、(A)スケール、(B)リンク、(C)フラクタルという3つの概念を導入したい。

(A)スケール論 地域（農山漁村）を地理学的にとらえようとする場合、ミクロなとらえかたもあれば、マクロなとらえかたもあるとして、「スケール」を重視しているのが浮田典良である。氏は地域把握のスケールを、大小さまざまな縮尺の地形図を念頭におきつつ次の5つに区分している。

①一つまたは数個の村落（農業集落または大

字または旧藩政村)を対象とし、ここの一筆耕地または個々の農家をユニットとして取り上げるという、もっともミクロなスケール。②一つまたは数個の市町村ないしそれにほぼ相当する規模の地域を対象とし、個々の村落あるいは複数筆の耕地集団をユニットとして取り上げるというスケール。③複数の市郡または府県程度の規模を持つ地域を対象として取り上げ、市町村または旧市町村の、ときには村落程度の地域をユニットとするというスケール。④地方(例えば東北地方)ないしは日本全国を対象として取り上げ、市郡またはそれにほぼ相当する規模の地域をユニットとするというスケール。⑤日本全国を対象にし、府県程度の地域をユニットとして検討するというスケールである<sup>31)</sup>。

スケールによって研究対象視点が違うという点をはっきりさせた点で氏の功績は大きい。ただ、スケール別に地域がどう変化していくのか、そして変革期はいつなのか、といった問題意識の上でのスケール論はそこには述べられていない。氏の区分と筆者の区分は異なるが、農村をスケールという観点でとらえる点では同じである。筆者が最小単位とした農民の変革期はいつか、そして家、村落、共同体の変革期はいつかを、本来なら、ここで吟味しなければならない。しかし、それぞれについて先人の膨大な研究蓄積があり、いまだ整理できていないのが現状である。他日を期して課題としておきたい。

(B)リンク論 スケール別に地域(農村)をとらえるだけで、その変革期が理解できるかという、けっして十分ではない。というのは、異なったスケールがお互いに関連し合っただけで地域が形成されており、一方が変化すると他方が連結して変化する。例えば、農民自身の行動、性格が変化するだけの場合も認められるが、多くの場合はそれに連動して家が変わり、村落も変わるのである。こうした事態が社会的に大規模に起こった時が変革期である。この点を重視したのが、ここでいうリンク論で、それは各スケール別に検討するのではなく、各スケールの連結性に注目するのである。その具体例をここに示

しておこう。

近世における農業・農村の変革期を、宗門帳、検地帳の分析を通して探ってみたことがある。甲州西野村における一草分百姓の家族構成を、寛文6(1666)年から享保8(1723)年にわたって検討したのが表1である<sup>32)</sup>。この表から、農民個人、家の変化がわかり、村落が変革していった時代が読み取れる。すなわち、

1. 農民：隷属農民(抱、門屋)の独立。譜代下人の消滅。

2. 家族構成：複合家族(抱、門屋、譜代下人、下人)から核家族へ。上層農民は下人(年季奉公人)を引き続いて所有。

3. 農業経営：上層農は隷属農を抱えた経営から、年季奉公人たる下人を抱えるだけの経営に変化。質流れ地を集積する。明治時代、彼らのうち一部が寄生地主化する。例えば隣村(在家塚村)の若尾逸平。下層農は、上層農に従属した経営から、独立(宗門帳の筆頭人になる=税負担者)し、後、多くは重税などにより没落、水呑百姓になる。

4. この時期に、土地開発が進み、初期本百姓のみならず、抱層も耕作地を拡大していったことが検地帳によってわかる。

かくして、西野村とその周辺地域(寛文、貞享検地帳の広範な残存、同種の宗門帳の存在により甲州のほぼ全域にわたってといってもいいかもしれない)は、この寛文一享保期という歴史(政治史、事件史)上の安定期に、農村の変革期があったといえよう。またこの時期は、譜代下人の存在に注目すれば、中世がまだ終わっていないといえるし、一方、下人(年季奉公人)の存在に注目すれば、資本主義時代がすでに始まっているといえよう。しかし、われわれは、このどちらかだけに注目するのではなく、両者が混在している事実注目すべきである。変革期とはこういう時期をさすのかもしれない。

ところで、農村の変革を語る時、同一地域の対極的空間としての都市の動向を関連付けて考察しなければならない。両者は連結しているからである。近世を例にとって具体的様相と、問

表1 西野村佐次兵衛

	寛文6年 (1666)	8 (1668)	11 (1671)	延宝6 (1678)	7 (1679)	8 (1680)	9 (1681)	天和2 (1682)	3 (1683)	貞享2 (1685)
① 佐次兵衛	主56才→	主58 ×		母65 ×						
② 妻	妻54→	妻56 --		主, 佐次兵衛35→	主36→	主37→	主37→	主38→	主39→	主42→
③ 伝九郎	子23→	子25→	主28	妻29→	妻30→	妻31→	妻31→	妻32→	妻33→	妻35→
④ 妻	妻18→	妻20→	妻22	(⑩ さる)子13→		子14→	子14→	子15→	子16→	子, 六郎左エ
⑤ 娘	娘18→	娘20 ×		(⑪ 次郎)子8→		子10→	子11→	子12→	子, 次良八	子13→
				(⑫ さぶ)子6→		子7→	子8→	子9→	子, 三良	子10→
								(⑬ 志も) 娘5→	娘7→	
								(⑭ 五良) 子3→	子5→	
			(⑮ の下人)	a, b	a, c	a, c	a, d	a, e	a, f, ⑯	a, f, h, ⑰
⑥ 伝助	下29→	下31→	門34 ×					(⑱ の下人) エ	エ	
				(⑲ いぬ)ふ21→	ふ22→	ふ23→	ふ24→	ふ25→	ふ25→	ふ27→
							(⑳ たん)	ふ31 ×		
								(㉑ ふく)	ふ17→	ふ19→
								(㉒ とこ)	ふ5→	ふ7→
⑦ 五郎右エ門	抱46→ 妻35→	甥48→ 妻37→	従弟51→ 妻30→	抱58→ 妻39→	抱59→ 妻40→	抱60→ 妻41→	抱61→ 妻42→	抱62→ 妻43→	抱63→ 妻44→	抱65→ 妻46→
				(㉓ 伝之丞)子25→	子26→	子27→	子28→	子29→	子30→	子32→
				(㉔ つき)娘20→	娘21→	娘22→	娘23→	娘24→	娘24 ×	
⑧ 勘左エ門	抱57→	甥59→	従弟62 ×	(㉕ つま) 娘14→	娘14→	娘15→	娘16→	娘17→	娘18→	娘17→
⑨ 妻	妻39→	妻41→	妻43 ×	(㉖ かめ) 娘16 ×	娘16 ×					
⑩ 喜右エ門	子25→	子27→	子31 ×	(㉗ 十郎)	子10	子10			子13→	子14→
				(㉘ 伊右エ門)抱38→	抱39→	抱40→	抱41→	抱42→	抱43→	抱44→
										(㉙ の母)
				(㉚ 市右エ門)抱42→	門42→	門45				
				(㉛ 佐左エ門)門42→	門43→	門44→	門45→	門46→	門47→	門49→
				(㉜ 市左エ門)門45 ×						(㉝ の妻) よし松
							(㉞ 権十郎)門41→	門44→	門40→	(㉟ 長藏)

注1) 主(家主), 抱(抱屋), 門(門家), ふ(譜代下人), 下(下人)をさす。  
 なお a ~ z, ア ~ シはすべて下人(名前は省略)をさす。  
 2) ×印はその年以後の宗門帳には姿を現わさないことを示す。

家の家族構成の変遷

4 (1687)	5 (1688)	元禄 3 (1690)	11 (1698)	14 (1701)	17 (1704)	宝永 2 (1705)	6 (1709)	正徳 3 (1713)	享保 8 (1723)
主44→ 妻36→ 門18→子20→	主45→ 妻37→ 子21→	主46→ 妻38→ 子22→ (17の妻)	主54→ 妻46→ 子30→ 妻20→ 子24→	主57→ 妻47→ 子34→ 妻23→ 子,久兵衛23→ (19の妻)	主59→ 妻50→ 子38→A 妻26→A 子26→ 妻16→ 子,理右エ門19× 娘18→	主62→ 妻46→ 子26→ 妻17→ 娘19	主66→ 妻44→ 子30→D 妻21→D	父72 × 妻70 × 主47 → 妻36 → キ, ㊦㊧㊨	主, 佐次兵衛58 妻46 (㊩居跡) 居36 サ, ㊰
子14→ 娘9→ 子7→ (㊱かめ) a, f, h, ㊱	子15→ 娘10 × 子7→ 娘3→ a, j, k, ㊱	子16→ 子11→ 娘5→ m, n, ㊰	子20→ a, p, ㊱	子, 理右エ門19× (17の下人) 才, ㊲	娘18→ u, ㊳㊴, x 才, ㊲	娘19 u, ㊳㊴, y, z, ㊵㊶㊷	子30→D 妻21→D	キ, ㊦㊧㊨	サ, ㊰
ふ29→ (㊸八良) ふ21→ ふ9 × 抱67→ 妻48→ 子34→ 娘18→ 子16→ (㊹七左エ門) 子22→ 抱47→ 母61→ (㊺くり) 妹38→ 門51→ 妻45→ 子4→ 門46→ 子16→	ふ30→ ふ3→ ふ22→ ふ9 × 抱68→ 妻59→ 子35→ 娘19→ 子17→ 子22→ 抱48→ 母63→ 妹38→ (㊻彦左エ門) 弟30× 門52→ 妻47→ 子6→ 門48 × 子18 ×	ふ32→ ふ5→ ふ24 × 抱70 × 妻61 × 子37→ 娘21 × 子19→ 子24→ 抱50→ 母65→ 妹40→ 弟30× 門53→ 妻49→ 子8 × 子12→ (㊼おつた) 娘24 ×	ふ34→ ふ13→ 抱44→ 妻22→ 弟26→ 妻26 × 弟30→ (㊽の妻) 妻19→× 抱57 × 母72 × 妹30→ (㊾喜左エ門) 抱39× 門60→ 妻56→ 子19→ 娘24 ×	ふ33→ ふ16→ 抱47→ 妻25 × (㊿次郎) 子10 × 抱29→× 抱31→× 妻19→× 抱57 × 母72 × 妹33→ (㊿八兵衛) 抱34→B 門63→ 妻58→ 子18→ 子21→C	ふ36→ ふ16→ 抱50 × 子10 × 抱50 × 妻25 × 子10 × 抱29→× 抱31→× 妻19→× 抱57 × 母72 × 妹33→ (㊿八兵衛) 抱34→B 門63→ 妻58→ 子18→ 子21→C	ふ37→ ふ17→ (㊿次良) 子17→ ふ37 → ふ17→ ふ21 ×	ふ61 × ふ, 八右エ門21→ふ25 ふ17→ ふ21 ×	父72 × 妻70 × 主47 → 妻36 → キ, ㊦㊧㊨	主, 佐次兵衛58 妻46 (㊩居跡) 居36 サ, ㊰

3) 下人の項において、○印は女性、無印は男性を示す。

4) 出典は、注32), 18~19頁による。

題点を指摘しておこう。

近世初期には政治的中心としての都市が各所に生じ、諸侯は隔年に江戸在住の強制をしいられた。また各地の都市でも武家、町人の人口がふえ、そのためこれら諸都市の消費生活は、貢租納入用の生産のみを目的としていた農村に新しい条件を与えた。都市の近傍に蔬菜工芸作物を中心とした新しい農業の進歩を発生させたのである。都市の発展は、直接農産物の市場の拡大に役立っただけではない。煙草が広い市場を持ち始めた初期には、地方からの出荷は葉煙草であって、刻みの仕事は消費都市の仕事であったが、産地近くに刻みの工業がおこり、そこには作業工程に葉のし・葉巻・刻みといった分化も生じてきた。紙の商品化は楮栽培をその近隣に商品化させ、紙漉と栽培が分化し、さらに髪を結う元結の加工業を分化させるなどの動きもあった。養蚕・製糸業の西陣のみを目あてとする生産であったものが、地方の織物業が成立することによって新たな消費地を持ち、紬用の糸の生産、羽二重用の糸なども分化してくる。木綿の産地の大阪周辺にはまた織物業が成立し、それはさらに農村にも侵入する。旧来の自家用加工のほかには作業の分化した新しい工業もおこる。それらの変化は、工業人口吸収の途でもあり、農村に停滞して、条件の悪い農業年傭となっている人口の都市または他産業への吸収をも可能にしていった。そこからは農村における労力不足も起こってきたのであった<sup>39)</sup>。

都市、農村ともに同時に発展するのか、あるいは都市は農村を犠牲にして発展するのか。近世後期は農村荒廃とともに、都市荒廃が指摘されている。一方、都市での商工業の発展に応じての農村からの人口移動もある。都市—農村間の人口移動、近世では奉公人の移動<sup>40)</sup>も重要なテーマとなろう。

都市空間と農村空間がある程度区別できた時代が近世、明治、大正と続いてきたが、昭和に入り、とくに高度経済成長期以降、その区別はほとんどつかないまでに都市的要素が農村に入り込んできた。変革期にもさまざまなレベルが

あるが、農村空間がまさに消滅しかかっているのが現在であり、現在こそ歴史上の最大の農村の変革期といえることができる。

(3) **フラクタル論** 地域のスケールを変えても類似の地域構造が認められる、という観点から地域を理解しようとするのがフラクタル論である。数学の分野にとどまらず、ごく一般的に、部分と全体との間の広い意味での相似性に基づいて何かをとらえようとする態度をもフラクタルといわれており<sup>35)</sup>、筆者はこの考えでもって「第三世界論」を別稿で展開した<sup>36)</sup>。詳細はそちらにゆずるとして、本稿の農業・農村の変革期との関係でフラクタル論の思考手順を述べれば次のようになる。まず、どのようなスケールにおいてもみられる構造とは何かを探らねばならない。

「地域」を重視すれば、「中心—周辺」「先進—後進」といった関係、「経済」を重視すれば「搾取—被搾取」「富—貧困」「主—従」といった関係が考えられよう。次に、ある時代を取り出し、その時代にこうした構図がスケールを違えても段階的に、すなわちフラクタルにみられる点を明らかにする必要がある。たとえば、近世において都市と農村の主—従関係、農村における地主—小作関係、家における家長—従属農民といった関係などに注目するのである。そして、最後にその前後の時代においても同様の視点で地域を分析し、そこに主客転倒の構図が見出されたり、あるいは主従関係がなくなるといった構図が見出されたとしたら、その時代の境目をもって変革期とすることができよう。

## V. 農業・農村の変革をもたらす要因

農業・農村の変革をもたらす要因として、本文中で政治、経済、制度、技術などが影響を与えてきたことはふれたが、ここではその他の要因についても補足的に考えてみたい。

(1) 自然環境（環境決定論）と農業・農村変革：自然環境の激変が農業・農村の変革に大きな影響を与えることは否定できない。しかし、同じインパクト（例えば、自然）が与えられても、

各時代の状況が違うから、必ずしも社会に及ぼす影響が同じだとはいえない。例えば、気候の「波」で、弥生時代と近世後期には冷涼期が押寄せてくる。しかし、前者では、海水準が後退して湿地がふえ、そこが稲作の場になり、居住地の進出もみられ、人口が増加するというプラスの要因としてとらえることができるが、後者の場合、天明、天保の飢饉に象徴されるように、人口減、停滞というマイナスの要因として働いた。また、地域によって影響力が相当違うことも確認しておく必要がある。近世後期の飢饉は東日本では甚大であったにもかかわらず、西日本ではそれほどでもなかった。あるいは、21世紀初頭に、地球の温暖化に伴い海水準が20cm～1m前後上がると予想されているが、そうなるとバングラデシュは国土の1～3割が海面下に没するのをはじめ、農業生産の上でも熱帯諸国の被害は相当なものになると予想される。それに対して高緯度国のソ連などは、生産地域の拡大が見込まれる。

(2)交通の発達が地域を改変することは、本特集号で木下氏が詳述している通りである。明治時代の鉄道の出現が江戸時代の海運の衰退をもたらす。それによって各地の半島の先進性が終了し、半島各村はローカルな中心地の周辺地へと後退する。例えば、知多半島、能登半島。

(3)対外交流のもつ意義も大きい。日本国内での農業以外の要素が農業に与える影響に加えて、海外からの諸力が農業・農村の変革に大きな影響を及ぼしたことをおさえておくことは重要である。例えば、開港。江戸時代の末期にいたって、その後のわが国の養蚕・製糸業の確立の基礎を作らせるにいたった大きな経済上の変化が起こった。それは安政6(1859)年の開港である。生糸の輸出が増大し、著しい生糸価格の騰貴を招き、生産増加への拍車がかかったのである。あるいは、GHQ 指導による農地改革も一例に加えることができよう。

## VI. おわりに

トフラー、マンフォード、ブローデルを参考

にした「波」の理論は時間の理論、スケール、リンク、フラクタルは空間の理論、この両者を合わせて考えたのが本稿における農業・農村の変革期に関する論考である。歴史地理学徒が構想したささいな地域論にすぎなく、大枠においても細部の考証においても不備な点が多い。それらはすべて今後の課題としておきたい。

(富山大学教養部)

### 〔注〕

- 1) 『国史大事典』吉川弘文館, 1985。なお、民族的次元の時代区分として、網野善彦は南北朝内乱期を境にして、天皇の実権の喪失、庶民のありかたの大きな変化に注目している。『日本中世の非農業民と天皇』岩波書店, 1984
- 2) A. トフラー／徳岡孝夫監訳『第三の波』中公文庫, 1982
- 3) L. マンフォード／久野収訳『人間一過去・現在・未来(上)』岩波新書, 1978, 59頁
- 4) F. ブローデル／村上光彦訳『日常性の構造』みすず書房, 1987
- 5) 飯沼二郎『日本農業の最発見一歴史と風土から一』NHKブックス, 1975
- 6) 兼坂 祐『わが農業革命』中公新書, 1988
- 7) 古島敏雄『古島敏雄著作集 一日本農業技術史』東京大学出版会, 1975
- 8) 後藤陽一「検地」(『国史大事典』所収, 吉川弘文館) 1984, 192頁
- 9) 安良城盛昭『太閤検地と石高制』日本放送協会, 1969
- 10) 宮川 満『太閤検地論 I, II, III』御茶の水書房, 1959, 1957, 1963
- 11) 後藤陽一『近世村落の社会史的研究』溪水社, 1982
- 12) 竹安繁治『近世封建制の土地構造』御茶の水書房, 1966
- 13) 三鬼清一郎「太閤検地と朝鮮出兵」(『岩波講座 日本歴史 9』所収, 岩波書店) 1975
- 14) 高木昭作「幕藩制初期の身分と国役」(『1976年度歴史学研究会報告別冊』所収) 1976
- 15) 佐々木寛司『地租改正』中央公論社, 1989
- 16) 前掲15)
- 17) 佐々木高明『稲作以前』NHKブックス, 1971

- 18) 佐々木高明『熱帯の焼畑』古今書院, 1970
- 19) 小野武夫『日本農業起源論』日本評論社, 1942
- 20) 溝口常俊「甲州における近世焼畑村落の研究」  
名古屋大学文学部論集・史学, 28, 1982, 同「焼  
畑村落の展開過程に関する歴史地理学的研究」人  
文地理, 38-2, 1986
- 21) 戸田芳美『日本領主制成立史の研究』岩波書店,  
1967
- 22) 木村茂光「大開墾時代の開発」(三浦圭一編『技  
術の社会史1』所収, 有斐閣) 1982, 149-204頁
- 23) 前掲7)
- 24) 古田悦造「江戸干鰯問屋の魚肥流通における地  
域構造」東京学芸大学紀要第3部門社会科学, 39,  
1987
- 25) 戸谷敏之『近世農業経営史論』日本評論社,  
1949
- 26) 永原慶二『新・木綿以前のこと』中公新書,  
1990
- 27) 古島敏雄『古島敏雄著作集 第1巻 徭役労働制  
の崩壊過程』東京大学出版会, 1974
- 28) 井上完二「日本農業機械化の特質」(磯部秀俊  
編『日本の農業経営』所収, 東京大学出版会)1961
- 29) 小野武夫『日本村落史考』穂高書房, 1948
- 30) 金田章裕『条里と村落の歴史地理学研究』大明  
堂, 1985
- 31) 浮田典良編『日本の農山漁村とその変容』大明  
堂, 1990
- 32) 溝口常俊「幕藩社会確立期における家族形態の  
変容」歴史地理学, 121, 1983
- 33) 前掲7)
- 34) 溝口常俊「近世甲斐国における奉公人の移動に  
関する研究」人文地理, 33-6, 1982
- 35) 小川 泰『フラクタルとは何か』岩波書店, 1989
- 36) 溝口常俊「第三世界論」(中藤康俊編『現代の  
地理学』所収, 大明堂) 1990